平成29年度の保育施設入所申込み受付が始まります

▽**対象**　市内在住で、平成29年4月から新規に保育施設の入所を希望する方

▽**申込書配布**　11月1日㈫から保育課、五日市出張所、市内各保育所・小規模保育施設で配布します。

▽**申込み期間**　11月14日㈪～12月2日㈮　午前8時30分～午後5時（11月30日㈬は保育課のみ午後8時まで受付）

※平成28年度分を申し込みされた方で、平成29年度も選考を希望する場合、改めて申込みが必要です。申込み期間内に手続きをしてください。

※定員に満たない保育施設は、2次募集（平成29年1月16日㈪～31日㈫）を行います。

※市外の保育施設を希望する方は、保育施設のある市区町村に条件や締切日などを確認し、締切日の1週間前までに保育課に申し込んでください。

▽**その他**　保育施設を利用中で4月以降も利用を希望する方

●市内の保育施設…11月下旬から保育施設で配布する「現況届」を、12月22日㈭までに保育施設に提出してください。

●市外の保育施設…10月下旬から送付する「現況届」を、12月2日㈮までに保育課に提出してください。

※市外に住所のある方で、あきる野市の保育施設を希望する方は、手続きが異なりますので、詳しくは、現在お住まいの市区町村の保育担当部署へお問い合わせください。

▽**申込み**　保育課、五日市出張所

▽**問合せ**　保育課保育係

平成29年度私立幼稚園園児募集

▽**願書配布**　10月15日㈯～11月1日㈫

▽**願書受付**　各幼稚園へお問い合わせください。

※詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。

●秋川幼稚園（☎596・0630）

●秋川文化幼稚園（☎558・5773）

●草花幼稚園（☎558・3018）

●すもも木幼稚園（☎558・8593）

●多摩川幼稚園（☎558・0218）

●ほうりんじ幼稚園（☎558・9067）

マールボロウ市友好訪問団が来日します

国際姉妹都市（米国マールボロウ市）のウィットコム・スクールから生徒8人と引率者3人が、10月21日㈮に来日し、11月1日㈫まで市内に滞在します。

滞在中、ホームステイをしながら、市立中学校に体験入学するほか、さまざまな交流を通じて、市民との友好・親善を深めます。

生徒や引率者の方を見掛けた際には、声を掛けてください。

▽**問合せ**　生涯学習スポーツ課生涯学習係

10月16日は「世界食糧デー」「食品ロス」を減らす工夫をしましょう

日本では年間約632万トンもの食べ物を捨てています。身近な工夫で家庭での食品ロス（食品の廃棄）を減らしましょう。

●「消費期限」は「安心して食べられる期限」のため、それを過ぎたものは避けましょう。

なお、「賞味期限」は「おいしく食べられる期限」です。「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解しておきましょう。

●買い物前に食材を確認し、必要な食材を必要な量だけ購入しましょう。

●料理は食べられる量だけ作り、残った物は、別の料理に活用しましょう。

●使い切れない食材は、小分けにして冷凍庫で保存し、早めに使い切りましょう。

●外食の際、食べきれない量の注文はしないようにしましょう。

●EM菌生ごみ処理容器やコンポスト、ダンボール方式コンポストを活用し、家庭で出た生ごみの堆肥化に取り組んでみましょう。

▽**問合せ**　生活環境課清掃・リサイクル係

就学前の健康診断を行います

平成29年4月に市立小学校へ入学する児童の健康診断を行います。該当する児童の保護者には、書類を送付しています。届いていない方は、ご連絡ください。

▽**期間**　10月24日㈪～11月30日㈬

▽**場所**　市立小学校

▽**対象**　平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた方

▽**その他**　市ホームページで確認することができます。

▽**問合せ**　教育総務課学務係（直通558・2412）

人権擁護委員に本堂節子さん

本堂節子さんが10月1日付けで、引き続き法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。市では、6人の人権擁護委員を人権身の上相談員に委嘱しており、人権思想の啓発活動と毎月第4金曜日に、家庭内の悩み、いじめや差別など日常生活における人権身の上相談を行っています。

▽**問合せ**　市民課市民相談窓口係

10月17日～23日は「行政相談週間」です

行政相談（委員）制度を周知し、広く国民に利用していただくため、行政相談週間を設けています。年金、道路、郵便などの行政全般について、「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望がある方は、毎月定例の行政相談（予約制）をご利用ください。

▽**日時**　10月26日㈬　午後1時30分～4時30分

▽**場所**　五日市地域交流センター2階会議室

▽**定員**　3人（1人60分）

▽**予約・問合せ**　市民課市民相談窓口係（直通558・1216）

給与支払者対象の年末調整等説明会

年末調整は、給与所得者の年税額の確定と精算の役割を果たす重要な手続きです。

▽**日時**　11月10日㈭　午後1時30分～4時（1時～1時30分受付）

▽**場所**　あきる野ルピア3階ルピアホール

▽**その他**　駐車場を利用する方は「もくせい駐車場」をご利用ください。

▽**問合せ**　青梅税務署法人課税第1部門・管理運営部門（☎0428・22・3185）、課税課市民税係（直通558・1682）

合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています

市では、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています。

合併処理浄化槽は、生活雑排水とし尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場といえるものです。設置することで快適な生活環境をつくり、河川などの水環境を保全することができます。

詳しくは、お問い合わせください。

▽**対象地域**　下水道法事業計画に定める予定処理区域外の地域

▽**対象となる建物**　専用住宅（主に居住の用に供する建物）か併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）

▽**対象浄化槽機種**　国の認定を受け、窒素を除去できる高度処理型合併浄化槽

▽**補助金額**　浄化槽の大きさによって異なります。

●5人槽…44万4千円

●6～7人槽…48万6千円

●8～10人槽…57万6千円

●11～20人槽…109万2千円

●21～30人槽…186万円

●31～50人槽…249万6千円

▽**申込み・問合せ**　生活環境課生活環境係

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、トイレや洗面所から出る汚水を浄化し、きれいな水を放流するための施設ですが、適正に維持管理が行われないと、悪臭や水質汚濁の原因となる恐れがあります。このような事態を防ぐため、浄化槽法では「浄化槽の設置者が行わなければならない3つの法的義務」を次のとおり定めています。

①保守点検…東京都に登録した専門業者が定期的に行う点検作業

②清掃…市町村の許可を受けた業者が行う浄化槽の清掃作業

③法定検査…知事が指定した機関が実施する、①と②の実施状況などを確認する検査

※下水道接続などで浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届出をお願いします。

▽**問合せ**　多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽担当（☎528・2692）、生活環境課生活環境係

児童手当・児童育成手当・児童扶養手当の現況届を提出しましたか？

児童手当・児童育成手当・児童扶養手当を受給している方で、督促通知が届いた方は現況届を至急提出してください。提出がない場合は手当の受給ができなくなります。

▽**時間**　午前8時30分～午後5時15分

▽**場所**　子育て支援課

▽**対象**　児童手当受給者、児童育成手当受給者、児童扶養手当受給者

▽**持ち物**　現況届、はんこ、受給者本人の健康保険証の写し（児童手当のみ）、窓口に来られる方の本人確認資料（普通免許証など）、その他の必要書類（該当する方のみ）

▽**問合せ**　子育て支援課子育て支援係

空間放射線量測定結果

9月26日に定点の6か所と山間部8か所で測定を行った結果、基準値を超える地点はありませんでした。なお、詳細は市ホームページで公開しています。

▽**問合せ**　生活環境課生活環境係

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デイジー版広報あきる野（音声版広報）のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。